

別添14 制動液漏れ警報装置の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、液体の圧力により作用する主制動装置を備える自動車（次に掲げるものを除く。）の制動液漏れ警報装置に適用する。

- (1) 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人未満のもの、大型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）
- (2) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）
- (3) 非常用制動装置を備えた自動車
- (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車
- (5) 三輪自動車
- (6) 最高速度35km/h未満の大型特殊自動車
- (7) 農耕作業用小型特殊自動車
- (8) 最高速度20km/h未満の自動車
- (9) 被牽引自動車

2. 試験方法

試験自動車を走行可能な状態にした後、主制動装置の配管（2以上の車輪への共用部分を除く。以下同じ。）の一部から制動液が漏れる状態とし、ブレーキペダルを運転者の操作力700Nの踏力以下の適当な踏力で踏みこんでからもとへ戻す。この操作をサブライタンクに制動液を補充することなしに繰り返す。

2.1. 判定基準

2の試験を行ったとき、サブライタンクに蓄えられた制動液の量が正規最大量の1/4に減少するまでに、次の(1)及び(3)又は(2)及び(3)のいずれかの基準に適合する装置により、警報すること。

- (1) 音により警報する装置にあつては、その警報音の大きさが、運転者の耳の位置で次表に適合するものであること。

自動車の種別	警報音の大きさdB（Aスケール）
専ら乗用の用に供する自動車で乗車定員10人以内のもの	65以上
小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）並びに専ら乗用の用に供する自動車で乗車定員11人以上29人以下のもの	65以上 〔ジーゼルを原動機とする〕 ものにあつては 70以上
その他の自動車	75以上

- (2) 灯光により警報する装置にあつては、その灯光は、日中容易に確認できる明るさを有し、赤色であり、かつ、運転者が容易に確認できる位置にあること。

(3) 警報に用いる音及び灯光は他の警報（制動装置に係わるものを除く。）と明らかに判別できるものであること。

ただし、判別のために、他の補助手段を併用しても差し支えない。